



引っ越しに伴う各種手続きはお早めに



障がい

障害者手帳を持っている人や障害福祉制度を利用している人は、新しい住所地で住所変更や届出内容の変更が必要な場合があります。

詳しくはお問い合わせください。
■問い合わせ先 福祉政策課（市役所1階、☎40・7036）




自動車・バイクの異動

所有者の住所や名義が変わった場合または団体（法人）の代表者に異動があった場合は届け出が必要です。

▽届け出先 ①125cc以下の原動機付自転車、小型特殊自動車など…市民税課（市役所2階、☎35・1117）／岩木総合支所民生課（☎82・1628）／相馬総合支所民生課（☎84・2113） ②軽四輪自動車…軽自動車検査協会（青森市浜田字豊田、☎050・3816・1831） ③250cc以下の軽二輪…全国軽自動車協会連合会（青森市浜田字豊田、☎青森017・739・0441） ④250ccを超える二輪の小型自動車、普通自動車…青森運輸支局（青森市浜田字豊田、☎青森017・739・1501）

※②～④は、弘前自動車協会（神田4丁目、☎32・7237）でも手続きできます（手数料が必要）。
○普通自動車税 運輸支局に住所の変更届がすぐにはできない場合は、まず中南地域県民局県税部納税管理課（蔵主町、弘前合同庁舎内、☎32・4341）に連絡を。納税通知書を新しい住所地に送付します。
※県ホームページ（<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html>）からも住所変更の届け出ができます。





水道


水道の使用を開始または中止・廃止するときは、希望日の原則2営業日前までにご連絡ください。中止・廃止の際は、水道使用量のお知らせや領収書に記載されている「お客様コード」をお知らせください。

▽連絡先 上下水道部お客さまセンター（岩木庁舎1階、☎55・6868）

※市ホームページやスマートフォン、携帯電話からも申し込みできます。

▲スマートフォン用 ▲携帯電話用



ごみ

市では、引っ越しなどで大量に出るごみの収集はしていません。一度に処分するときは、次の施設に持ち込みする（有料）か、許可業者に依頼（有料）してください。詳しくはお問い合わせください。

【燃やせるごみ】弘前地区環境整備センター（町田字筒井）、休業日＝第1・第3日曜日／南部清掃工場（小金崎字川原田）、休業日＝第2・第4日曜日

【燃やせないごみ・大型ごみ・容器包装】弘前地区環境整備センター

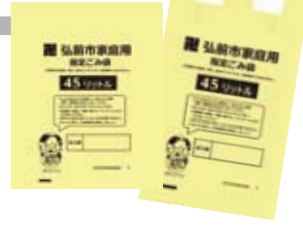
※家電リサイクル対象品目（テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）やタイヤなどの自動車部品、消火器など、市のごみ収集および施設での受け入れを行っていないごみがあります。

■問い合わせ先 環境管理課（町田字筒井、☎35・1130、32・1952）／弘前地区環境整備センター（☎36・3883）／南部清掃工場（☎92・2105）

※これらのほか、電気やガス、電話、NHK放送受信料、新聞などの連絡もお忘れなく。郵便局に新しい住所を届けると、1年間は前の住所あての郵便を転送してくれます。

どなたでも
ご参加ください

「家庭系ごみ指定袋制度」
地区別説明会を実施します



ごみの減量化や適正排出を促進し、効率的なごみ処理行政を進めるため、ごみ処分手数料を付加しない指定袋制度を平成30年7月1日に導入します。

制度開始に向けて、市民の皆さんに広く周知するため、右表のとおり説明会を実施します。

■問い合わせ先 環境管理課廃棄物政策係（☎32・1969）

日時	会場
3月18日（日）	市民文化交流館ホール（駅前町、ヒロロ4階）
3月25日（日）	午後2時～ 北辰学区高杉ふれあいセンター（独狐字山辺）研修室 泉野多目的コミュニティ施設（泉野3丁目）多目的室
4月1日（日）	中央公民館岩木館（賀田1丁目）大ホール 中央公民館相馬館（五所字野沢）研修室

※市民文化交流館ホールの会場で、ヒロロ駐車場、弘前駅中央口駐車場、弘前駅城東口駐車場を利用する人には3時間までの無料認証を行いますので、会場へ駐車券をお持ちください。

意見や提案を
お寄せください

弘前市屋外広告物条例の改正（案）への意見募集
（パブリックコメント）および説明会を実施します

当市は、良好な景観の形成、風致の維持、また広告物による公衆に対する危害を防止するため、弘前市屋外広告物条例に基づき必要な規制を行っています。

近年、全国的に屋外広告物の落下事故が発生していることから、屋外広告物の安全性を確保し、事故を未然に防ぐため、専門知識を有する者による点検および点検結果の報告を義務づける弘前市屋外広告物条例の改正を行うことにしました。このたび、屋外広告物条例改正（案）がまとまりましたので、皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）と条例改正（案）についての説明会を実施します。

▽募集・閲覧期間 3月1日～30日（必着）

▽条例改正（案）の閲覧方法

○市のホームページ

○次の場所で閲覧（土・日曜日・祝日を除く）

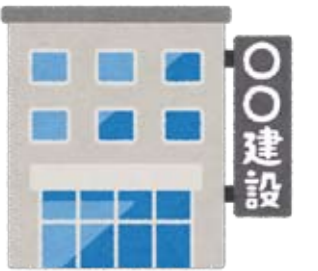
総合案内（市役所1階）、都市政策課（市役所3階）、岩木総合支所総務課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（駅前町、ヒロロ3階）、市民課城東分室（末広4丁目、総合学習センター内）、各出張所

※市民課駅前分室は土・日曜日、祝日も閲覧可。

▽対象

①市内に住所を有する人／②市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体／③市内の事務所または事業所に勤務する人／④市内の学校に在学する人／⑤市に対して納税義務を有する人または寄付を行なう人／⑥本条例改正（案）に利害関係を有する人

▽提出方法 所定の様式または任意様式に、住所、氏名（法人などの場合は名称および代表者氏名）、在住・在学の別（任意様式の場合は対象①～⑥のいずれか）、件名（任意様式のみ、「弘前市屋外広告物条例改正（案）への意見」など）を明記し、次のいずれかの方法で提出を。



①郵送…〒036・8551、上白銀町1の1、都市政策課あて／②都市政策課へ直接持参（土・日曜日、祝日を除く）／③ファクス…35・3765／④Eメール…toshiseisaku@city.hirosaki.lg.jp／⑤「わたしのアイデアポスト」へ投函…市役所総合案内、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室・城東分室、各出張所に設置

※記入漏れがある場合は意見として受け付けませんのでご注意ください。また、電話など口頭では受け付けません。

▽意見の公表など 寄せられた意見などは、条例改正の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所を除き、対応状況を市ホームページで公表します。なお、個別回答はしませんので、ご了承ください。

【説明会】

▽とき 3月13日（火）、午後6時半～

▽ところ ヒロロ（駅前町）3階多世代交流室2

■問い合わせ先 都市政策課計画係（☎35・1134）